

# ◆市民税・県民税・森林環境税 変更通知書の見方◆

今回税額が変更（決定）された理由を記載しています。主な理由の詳細は下記の表をご覧ください。

今年度の市民税・県民税・森林環境税の総額です。

年税額のうち、給与から引き落とし（特別徴収）させていただきます税額です。

年税額のうち、公的年金等から引き落とし（特別徴収）させていただきます税額です。

年税額のうち、今回送付しました納付書又は口座振替により納付いただく税額です。

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼変更決定通知書 (単位：円)

▼賦課期日時点氏名・住所

変更前	年税額	給与特徴収額	年金特徴収額	差引普通徴収税額
変更後	84,500	0	0	84,500

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限	第1期	第2期	第3期	第4期
令和8年6月30日	令和8年8月31日	令和8年11月2日	令和9年2月1日	
変更前	0	28,500	28,000	28,000
変更後	0	28,500	28,000	28,000
充当額	0	0	0	0
納付済	0	0	0	0
差引	0	28,500	28,000	28,000

▼一括で納めていただく場合  
\*一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼本年度の10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

月	金額

▼年税額に基づき再計算した本年度の仮特別徴収税額

年金より特別徴収される額	
来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額（仮徴収税額）	
年金より特別徴収される額	

▼通知書番号 000

▼金融機関名 (支店名) \_\_\_\_\_

▼口座番号 \_\_\_\_\_

▼(口座名義人) \_\_\_\_\_

▼振替方法 \_\_\_\_\_

▼下記のとおり変更しましたので通知いたします。

▼普通徴収税額について、口座登録のある方は、上記の口座からそれぞれの納期限に振替納付されます。  
\*随時課税分・過年度課税分は口座振替の対象外です。

賦課決定の理由	内容
国税資料による	税務署に提出された確定（修正）申告書や税務署の更正などの内容に基づき市民税・県民税・森林環境税を計算したものです。
給与支払報告書により課税	勤務先から提出のあった給与支払報告書の内容に基づき市民税・県民税・森林環境税を計算したものです。
日本年金機構等による公的年金等の再裁定等	公的年金等の支払元から提出のあった公的年金等支払報告書の内容に基づき市民税・県民税・森林環境税を計算したものです。
市申告により課税	納税義務者から提出のあった市民税・県民税申告書の内容に基づき市民税・県民税・森林環境税を計算したものです。
所得金額・所得控除額等の変更	賦課決定後に提出された、所得金額や所得控除額などを変更する申告書などの内容に基づき市民税・県民税・森林環境税を再計算したものです。
調査による扶養人数・控除額の変更	扶養親族の所得金額が扶養控除要件（58万円）を超過している、1人の人を複数の人の扶養親族としているなどの理由により、扶養控除などの適用を是正したことに伴い、市民税・県民税・森林環境税を再計算したものです。
退職等のため普通徴収に変更	市民税・県民税・森林環境税を令和9年5月分までの給与から特別徴収（天引き）により納めていただく予定でしたが、退職などにより天引きができなくなりましたので、普通徴収（納付書や口座振替による納付）に変更したものです。
年金特別徴収から普通徴収へ変更	市民税・県民税・森林環境税を公的年金等からの特別徴収（天引き）により納めていただく予定でしたが、転出や税額変更などにより天引きができなくなりましたので、普通徴収（納付書や口座振替による納付）に変更したものです。
家屋敷又は事業所課税	伊丹市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する人で、伊丹市内に住所を有していない人に市民税・県民税均等割額を課するものです。

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税課税明細書 (令和8年 7月 1日現在) (単位：円)

▼所得金額等	▼所得控除額	▼扶養親族該当区分	▼本人該当区分
給与収入 1,909,080	社会保険料控除 11,800	控配 老 配 特 定 同 老 人 16歳 未 満 其 他 同 障 特 障 他 障 特 親 未 成 年 者 特 障 他 障 寡 婦 勤 労 学 生	
公的年金等収入 316,559	基礎控除 430,000		
給与所得(所得金額調整控除後) 1,255,600	*以下余白*		
*以下余白*			

▼算出税額

税額控除前所得割	市民税 48,780	県民税 32,520
調整控除	1,500	1,000

▼市民税・県民税の税額控除の計算方法等については、別紙「市民税・県民税・森林環境税について」の《3. 税額控除》を、ご参照ください。

所得割額	47,200	31,500
均等割額	3,000	1,800
森林環境税額		1,000
減免額・免除額		0
年税額(市民税及び森林環境税の額)		84,500
給与・年金等からの特別徴収税額		0
差引普通徴収税額(本年度納めていただく額)		84,500
控除不足額(うち還付額)		0

▼課税標準額

総所得	813,000	*以下余白*
*以下余白*		

▼収入から所得への計算方法については、別紙「市民税・県民税・森林環境税について」の《1. 給与収入・年金収入金額から所得金額の求め方》を、所得控除額の計算方法については、別紙「市民税・県民税・森林環境税について」の《2. 所得控除》をご参照ください。

合計所得金額	1,255,600	控除合計	441,800
繰越損失額	0		
総所得金額等	1,255,600		

▼市民税・県民税・森林環境税の税率については、別紙「市民税・県民税・森林環境税について」の《4. 税率》を、ご参照ください。

住民税は市民税・県民税のことでです。

## ◆すでに同じ年度の通知書を受け取られている場合◆

今回の変更通知書は、すでに受け取られた同じ年度の市民税・県民税・森林環境税の変更分となります。変更前の税額と重複して納付されないようご注意ください。

\*増額に変更の場合…すでに変更前の税額を納付されている場合は、納付済みの税額との差額分の納付書を同封しております。ただし、納付していただいた時期によっては、増額後の全額分の納付書を同封しておりますので、お手数ですが市民税課までお問合せください。

\*減額に変更の場合…すでに変更前の税額を納付されている場合は、還付（又は充当）となります。同封又は後日送付する還付（充当）通知書をご覧ください。

\*口座振替をご利用の場合…2期以降、各納期限に引き落としされます。(ただし、4期終了後の随時課税分は、口座振替が出来ません。お手数ですが同封の納付書にて納付してください。)

ご不明な点がございましたら、市民税課までお問合せください。

伊丹市 財政基盤部税務室 市民税課  
TEL 072 (784) 8022 (直通)  
FAX 072 (784) 8029